

方城町の人口

(1月末 現在)

人口	7,773	人
男	3,751	人
女	4,022	人
世帯数	2,067	戸



発行所
福岡県田川郡方城町

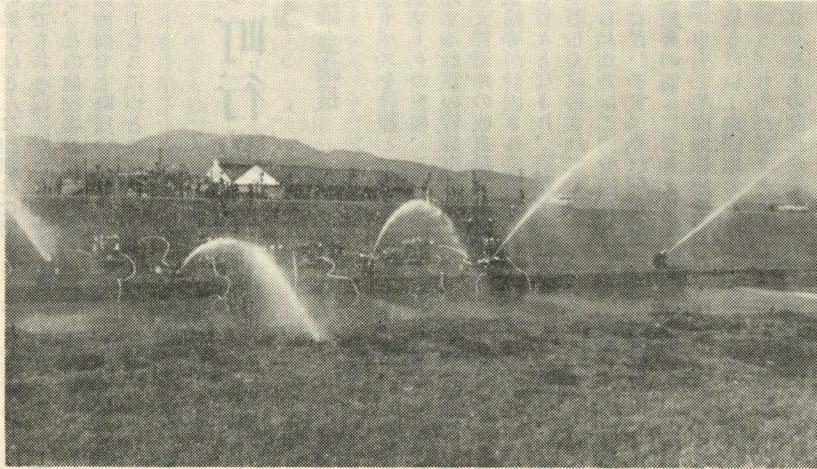
印刷所
佐々木印刷所

消防出初式

新春のへき頭をかざる下田川四カ町連合消防出初式が一月九日糸田町小学校校庭で挙行され、福岡県知事、県消防協会長から消防業績に対する感謝状、永年勤続、優良団員表彰が行なわれました。

方城町長表彰にあたり、団員一致して常に文字どおり水火災消防の警備活動に努力せられた感謝の意を表され、消防団員は機械器具の整備充実したことに加え、混然一体となり今後とも消防という職責の重大性を自らに自覚していつそうの成果を挙げ生命財産を守ることを誓った。

町民の皆さんも火災防ぎよにご協力くださいますようお願いいたします。



「住みよい町づくりを」

方城町長 中島義章

どなたもよいお年を迎えられたことと思います。いまして有難うございました。本年も何かとご教導いただきまますようお願い申し上げます。

省りみますと、昨年はまことに事の多い年でありました。ここで一つ一つ教え上げる必要はないと思いますが、その中でも、ニクソン声明によるドルショックに基く国内への影響は想像以上に甚大で、あらゆる階層で凡ての人達が、大なり小なりその動向に大きな関心を持たざるを得なかったものであります。一ドル三六〇円のレートが切上げられる単にそれだけのことが、筑豊の片隅で、漸く閉山の痛手から立ち上ろうと懸命に努力をしている田舎の町にこれほどまでに大きな影響を与えるとは考えませんでした。



しかしながら、一度筑豊のゴーストタウンとしてド

ン底生活の辛酸をなめてきた、方城町の人達が、さらに空騒ぎすることなく、しかも微動だにせず、毎日の生活戦線に力強く取組んでいる姿を見た時、ほんとうに将来の方城町の発展に強い自信を得ることができました。わたくしはここで町民の皆さんに、円の切上げがどうなるようにもビクともするなノというような精神教育をしようとは思いません。やはり世界の経済動向は、小さな田舎の町であっても例外にはしないのであ

り、無関心であってはならない問題であります。また敗戦の飢餓と焦土の中から立ち上り「日本経済の奇跡」と云わせた、雄々しい経験と智慧とで、今後とも切り抜けて行くべきであろうと思っております。

とにかく方城町は何処の町よりも『住みよい町』でなければなりません。

住みよい町づくりには全力を投入しなければなりません。町民の一人一人が安心して生活できる町でなければなりません。

明るい町でなければなりません。

縁の町でなければなりません。

そして豊かな町であって方々良いのです。

このためにこそ、パイパス直方―田川線完通の一日

も早からんことを願ひ、工場団地の造成を、住宅団地の造成を、植林の育成を、農業の振興を、生活環境の整備を、失対事業、緊就事業、開就事業、特別開就事業、過疎対策事業を、同業、過疎対策事業を懸命に進めていくのです。

全ては町民福祉の増進につながるものであり、住みよい町づくりの推進に外なりません。ただ、これを進めるのも人間であり、これを邪魔するもの人間であります。人、夫々顔形の違うように見解の相違があります。一人ひとり、人生観は違うものであります。

町行政のあり方について、批判もあり反対もなければなりません。ただ目的と手段を混同してはならないし、枝葉末節にかかわ

ために、ただいま役場に町民相談室を設けつつありますし、何時でも皆さんの方のお役に立つようになりたいと計画を立てております。この

あすの町行政に想う

方城町議会議長 山本 石男



町民のみなさん、わたしたちは昨年五月町議会議員選挙後初の議会におきまして、三度議長の新職につきました。町民のみなさんご支援ご協力を唯一の力として住みよい方城町の振興に町執行部並びに議員各位ともども懸命の努力をいたしております。八千町民の生活の安定、福祉の向上を期するためには、なまねばならぬ問題が数多く横たわっております。中でも生活環境の整備並びに生活基盤、産業基盤整備が火急の事業として考えられており、この整備事業も今年度着実に整備されつつありますが、先ず道路網の整備改良については、直方川田川

が、伊方小学校の体育館の建設、それについて中学校校舎の建設落成というできごとであります。これは町当局議事並びに町民各位の町を挙げての学校教育に対する強い熱意のあらわれでありまして、町民のみなさま方とともに喜びをわかちたいと存する次第であります。以上町行政の一端をご紹介しますが、これ等町行政を通過して申し上げられることは今日の方城町の姿を明日の希望にあふれ豊で躍動する方城町の姿に生れかわらせるために今後とも町民の生活環境を整備し、産業基盤を充実し、産業振興を図り住民福祉を向上させるために鋭意努力してまいります。新しく迎えた昭和四十七年がそういう意気味におきまして、意義ある年にしたいと念願いたしますとともにみなさまがたにとりまして最良の年でありますよう心からお祈りしご挨拶いたします。

従業員にも退職金を

数人の従業員を雇っている経営主は、退職金を出さないことが多いが、主従ともに困っているのが小企業者のなやみとされ、税金と関係なく、関係なくの制度ができてから既に数年になる。今後はこの制度を大いに活用されたいと、お知らせします。

（制度のあらまし）

事業主が最寄りの金融機関にこの制度への加入を申し込み、従業員一人ひとりについて毎月掛金を掛けて行けば、その従業員が退職したさい、事業主から退職金を支払う仕組になっている有利で便利な制度です。

△加入できる範囲

常用従業員三〇〇人（商業、サービス業は五〇〇人）以下の事業主に限ります。加入するしないかは事業主の自由ですが、加入する場合はすべての従業員を加えさせるようにしてください。

△退職金の額

退職金は掛金月額と掛金を納めた月数によって決められています。掛金を三年以上払込むと掛金の二〇〇円部分に対し五〇％以上ですと一〇％の国の補助金がつきます。長期勤続者は短期勤続者より有利に決められています。掛金納付月数が一二月未満の場合

△退職金の支払い

退職金は従業員が退職したとき直接その従業員（死亡の場合は遺族）に支払われます。

△改正された主な点

常用従業員数三〇〇人以上の事業主は契約できるようになりました。

△加入の申込先は

最寄りの銀行、信託銀行、相互銀行、商工組合中央金庫信用組合労働金庫です。

△加入の申込先は

法律によって国が設けた中小企業退職金共済事業団が運営にあたるので絶対安全で確実です。

（本制度の特色）

掛金は全額免税です。有利



「部落の歴史」

今年と同和対策特別措置法が制定され四年目になります。「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」と部落差別が、いかにわれないものであるかを十分に理解していただき一日も早く差別のない社会を町民の皆さんとともにつくらなければなりません。また今年四月から中学校社会科教科書に部落の歴史がとりあげられますが、学校ではどのように生徒に教えるか真剣に研究をかかれています。家庭、地域においてもさらに自覚と認識を深められるよう、県社会教育課が編さんした「部落の歴史」を連載することにいたしました。

「差別事件をめぐって」戦後現人神（あらひとがみ）であった天皇も、人間天皇になり、貴族制度も廃止され、貴族院も参議院と変わり、小作制度も農地改革で原則としてなくなるなど、世の中が自由、平等の姿にかえったはずなのに、残念なことには部落差別は今もなお後をたない。

ことに結婚において著しいものがあります。奥信所やその他に調査を依頼したべを、親兄弟が、直接身元調べをして、極端な場合は、あかちゃんまでなした仲を

引きさくような差別事件が起きています。またせつ々しく一流会社に採用がまきまきながら部落出身というだけで採用が取り消された例など、たくさんな差別が現行なで比較されています。また今日までは比較的、下づみの民衆相互の間で「俺の方がえらいぞ」といわんばかりに「あれはあの組、四つだ」というような差別が多かったのですが、近ごろでは、知名士といわれる人や、ジャーナリストの中にも、文章や発言の中で差別事件を起しています。このような文章や、発言の内容はまるで未解放部落だけにあるような印象を一般に与えるものであります。一般の部落と何ら変わるものではないはずですが、これは殆ど日本人が未解放部落の問題にまだ正しい認識が足りない証拠といわねばなりません。また部落の人々は「朝鮮人の血が混っている」というような、根拠のない考え方をしている人々が多いのです。このことから当時は、日本より朝鮮の方が文明国であり、鮮が日本の植民地となつてからどのような取り扱いを

してきたか、その他の朝鮮人に対する日本人のおもひあがり差別となり、なかぬけきらないものがあります。いづれにしても朝鮮人に対する差別同様に部落差別は偶然おきたものでは、国家の仕組や政策、階級関係の中で作られたものであったのであります。

「差別のはじまり」

さて、人間が人間を差別するということとは、原始共産の社会にはなかったはずで、数千年の昔、人びとはお互いに力を合せて働き、平等に分配することによってのみ自然と闘い、生命を全うすることができました。そこには支配者も被支配者もなく、ただ協同と公平な分配というだけがありましたが、ところが稲の栽培をはじめ、それは食糧の増産をもたらしました。そこには当然収穫物の分配の不平等と、それからくる支配、被支配の関係が生れました。村長（むらおき）が出現し奴隷をつくり出し氏族と氏族は富をめぐって闘い争い合うようになり、大化の改新がおこなわれ、国家が国家らしい体裁をとるのえいていきますが、その中ではじめて法律が文章としてかかれ、国民が良民と賤民の二つに分けられてきます。その後中世において

貴族が自己の私有地として「荘園（しょうえん）」をつくり、荘園で農業をやるためには、鎌、鋤、竹カゴなどの道具が必要であったが、その仕事を農民農奴にやらせると生産が落ちるので、その仕事に専念させる下級技術者が必要になった。また遠い荘園から生産物を運ぶための馬借と称する運搬の専従者も必要になりました。また農作がきつ季節には、一種の娯楽で慰さめるため曲芸師、声明師をおく必要が生じました。こういう仕事を農民農奴以外のいわゆる「散所」の民にさせました。生産性をより高めるために農民以外の人達を賤民として取り扱ったといえましよう。これは近世における封建社会形成後の部落問題をみることも忘れてはならないことでもあります。ただつきりしておかねばならぬことは、これら賤民の制度と今日の部落問題は別問題といふことです。このことは同和対策審議会答申でも明らかにされています。

「下克上の世の中」

こうした散所の民とか、河原者というのは、自分の努力次第で抜け出し、賤民でない上の地位に上ることができました。皆さんのよくご存じの豊臣秀吉がそうです。彼は水呑百姓の子で

あつたし、そのほか加藤清正は鍛冶屋のせがれ、福島正則は酒屋の息子、蜂須賀小六は野武士の大将であつた。ことに小六の子孫は明治になって候爵になつていきました。このように徳川以前は、一応の身分制度はあつても、徳川時代のように終生ではなかつたのであります。

「封建体制確立の中で」

徳川家康が天下をとると徳川の安泰を確立するため、身分制度をきびしくして、当時の人口三千万を土農・工・商・「えた」「非人」のわくの中に位置づけ、動かしがたいものにしてしましました。武士に縁を与え、生活を保障し身分を保つため「みよじ」「帯刀」を許し斬り捨てて免の特権をもたせました。武士も將軍を頂点として、大名、旗本、御家人、陪臣、郷士などに区分され代々その身分をうけつづけるをたてまえました。

ところで、こうした武士階級の生活はいうまでもなく、農民その他の汗と油の結晶で支えられていました。その農民も地主、庄屋、組頭、本百姓、水呑と差別されながら重い年貢をとりたてられ、どんな不作の年でも年貢は予定通りあり

げられ、それを納めるため娘を売ったほどです。徳川時代にはこうしたむごい重税の苦しみにたえかねて、数千回の百姓一揆があつたといわれます。国民の大部分を占める農民のこうして不満をそらすため、徳川幕府は「上みて暮す下見て暮せ」と百姓達の不満を支配者である武士階級に向って爆発しないように「百姓達よ、お前達は苦しいといっているが、お前達の下ではもっと苦しい者がいるではないかお前達は彼らに比べてたらうんと偉いんだぞ」という差別思想を政治的に上から下へおろしていった訳です。

奈良本辰也氏によると「えた」という言葉や法令は元禄時代になつてはじめて発見できるとされています。それまで三十石から六十石程度の生活を保証されていた皮革業者（主として武器製造にあたる）が法令によって「えた」の身分に組入れられていきます。いわゆる部落問題の発生は、遠い昔のことではなく、三百年前の元禄のころだったのです。このころは上は、將軍から諸大名に至るまで、泰平に馴れたいく生活をするようになり、その結果いままでもよりさらに重税を課して、農民生活を圧迫することになつてい

きます。一方商人たちが富を手にし、実力を貯えだしてきます。こういう状態は封建体制の危機ですから、何とかもち直す方法を考えなければなりません。それが「えた」「非人」制度のはじまりでそれまでは大した障害もなく自由に交際していた者を元禄を境としてはつきり差別の中に位置づけていきます。たとえ武士であつても、反徳川の人物や戦いに負けて落ちのびた武士またいろいろな職人遊芸などの一定の職にあつた人々も強制的に政策的に百姓たちと区別するために、河原や不毛の地などおよそ人の住めそうにない所を指定して住ませ、そこから出ることを禁止したのであります。こうして一般の職業につくのを禁止し、人の忌み嫌う職業などを部落の専業として押しつけました。それだけであつたら「胸にはけもの皮をつけよ」「帯は荒縄をしめよ」「ちよんまげは結ってばならぬ」などのおふれを出しました。また大名によってはさらに「宗門改入別帳」などを作つて身分の区別をはつきりさせ、部落の人との結婚を禁止したほどです。このようにして、部落民と農民を中心とした一般とを分設させ、対立させて行つたのであります。こうして「えた」「非人」

(3ページより)
の制度は徳川封建体制の安
全弁として徳川三百年の封

建社会を支えました。部落
は正に政治の意図によって
つくり出されたもの以外の

何ものでもありません
(次回につづく)

史跡天然記念物の指定

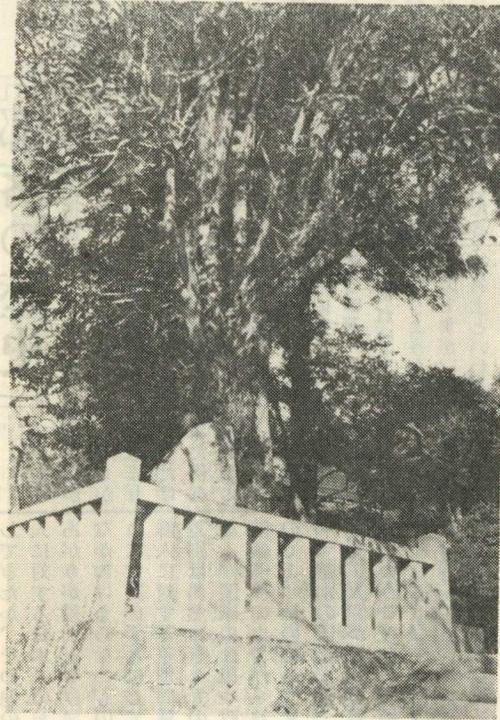
の指定

方城町岩屋権現の史跡。

磨崖梵字曼茶羅と方城町岩
屋神社境内のキンモクセイ
が、福岡県史跡。天然記念
物として昭和四十六年十二
月十六日付で指定されまし
た。磨崖梵字曼茶羅は建武
二年に刻んだものと考えら
れる。おそらくは鎌倉時代
から豊前地方に信仰勢力を

もった修験道の関係遺跡で
あったとされています。
岩屋神社境内のキンモクセ
イは、樹高約十メートル開
一、三メートルあり十月上旬に
花が開き附近に芳香を放ち
ます。万治元年(一六五八
年)岩屋神社建立後まもなく
植られたものと伝えられ
ています。当町には数少い

史跡や天然記念物ゆえ大事
に保護したいものでありま
す。



岩屋神社のキンモクセイ



磨崖梵字曼茶羅 (岩屋権現)

『香典返しのお礼』

- 故泉勘次殿の逝去により雄八郎氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 故松本キクノ殿の逝去により重松氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 故朝部庄太郎殿の逝去によりカツエ氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 故久富守夫殿の逝去により喜登志氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 故永末国一殿の逝去によりチセ氏より香典返しとして寄贈していただきました。
- 故葛原コノエ殿の逝去により義直氏より香典返しとして寄贈していただきました。
- 故永末達雄殿の逝去により湊氏から方城町立図書館に寄贈していただきました。
- 故柴田政太郎殿の逝去により保氏から方城町、長寿会に寄贈していただきました。
- 故勝木フジエ殿の逝去により高治氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故皆川忠幸殿の逝去により幸代氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 故渡ハギノ殿の逝去により秀夫氏から香典返しとして寄贈していただきました。
- 田川合同青果株式会社長、故山口猶喜殿の逝去

- により田川郡金田町本町五丁目、サチ氏から方城町学校教育関係に寄贈していただきました。
- 故白石伊佐吉殿の逝去により忠雄氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故小川芳之殿の逝去により恒治氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故杵形秀夫殿の逝去によりタケ子氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故生座本トメ殿の逝去により勝美氏から方城町社

- 会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故前田イシ殿の逝去により隆義氏から方城町社会福祉協議会に寄贈していただきました。
- 故砥綿春美殿の逝去により辰男氏から方城町長寿会及び方城町学校教育関係に寄贈していただきました。
- 故谷口仁殿の逝去によりフイ氏から方城町長寿会に寄贈していただきました。
- 右香典返しとして有意義に使わせていただきます。

所得税等の申告は

三月十五日まで

田川税務署では、所得税と贈与税の申告は、どちらも三月十五日(木曜日)までです。申告書の書き方は、税務署からお届けしている「所得税の確定申告の手引き」、「申告書の書きかた」や、「贈与税の申告のしかた」などに説明してあります。すが、わからない点は、税務署で相談されるようおすすめます。

税務署では、三月三日から全署をあげて、相談に応じているようになります。そのころになりますと、たいへん混み合います。そのため落ちついて相談ができなかつたり、申告に必要な書類をそろえる時間がなくなつたりする場合があります。すから、それ以前でも、気軽に相談においでくださ

い。所得税は、税金を納める人だけではなく、配当所得などで源泉徴収された人などは、申告をすれば、納めた税金が還ってくる場合があります。

贈与税は、一年間に個人からもらった財産の価額が四〇万円を超える人にかかりますが、同じ人から二〇万円を超える財産を二年以上つづけてもらった場合もかかります。しかしながら、夫婦間の居住用資産の贈与には、配偶者控除(最高三六〇万円まで)を受けられることがあります。

なお、所得税の申告についての相談は、市町村役場の税務課または商工会議所町村商工会の中にある税務相談所でも、相談に応じて